

◇大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例

- 1 中学校の学級数の適正規模の確保について定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（令和6年12月20日）から施行することにしました。

（教育委員会事務局総務部学事課、教育委員会事務局教務部教職員人事担当）